

令和4年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月17日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊 建設環境課長 篠原英男 産業振興課長 今井一行
会計管理者 羽場厚子 たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁
農業委員会長 今井巻男

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

閉会 午後3時57分

(午後1時30分 開議)

議長（田中三江君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な質疑、討論などによる会議時間の短縮に配慮願います。

定足数に達しておりますので、これから、本日3月17日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影、生中継の許可をしてあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第2号～日程第30 請願第1号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第2号 立科町長等の阻害賠償責任の一部免責に関する条例制定についてから日程第30 請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書までの30件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。一括議題といたします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し、審査をされていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

森澤文王総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王。

総務経済常任委員会より審査報告を申し上げます。

付託案件については、審査経過の中で併せて申し上げます。

2、審査経過。

令和4年3月7付に託された標記案件を審査するため、3月11日に本常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第2号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について。

条例の趣旨と適用の想定、一部免責の基準額について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第3号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第4号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第5号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第6号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第7号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定について。

三本松テニスコートを用途廃止するための改正であること。これまでの管理経過を確認し、今後は普通財産として利活用を図ることなどの説明を受け、現地調査も行い、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第8号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について。

索道事業において、駐車場使用料を徴収することができるようにするための改正であり、収益目的ではなく、需要に応えるなどサービス向上を目的としていること、また、有料化は、駐車場の一部で、休日のみであることなどの説明を受け、現地調査も行い原案を賛成多数で可決しました。

(8) 議案第12号 令和3年度立科町一般会計補正予算(第9号)について。

歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費(1項農林業施設災害復旧費)、【12款】予備費。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、1項総務管理費について、町づくり事業経費の減額は、キャッシュレス推進及び消費喚起応援事業の事業計画の変更によるもの、7項コミュニティ費について、権現の湯事業経費の減額は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による入館者の減少等に伴う光熱水費の減額との説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、2項林業費について、松くい虫防除対策事業経費の業務委託料の減額は入札差金によるもの、3項土地改良費では、土地改良振興経費、ため池耐震性点検業務委託の増額について事業内容の説明を受けました。

【10款】災害復旧費では、1項農林業施設災害復旧費について、工事による今春の耕作への影響を確認したところ、支障はないとの説明を受けました。

【12款】予備費、歳入を含め、原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第16号 令和3年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)について。

一般会計繰入金の皆減及び指定管理者納付金の減額理由の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第29号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について。

原案を全会一致で可決しました。

(11) 請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書。

原案を賛成多数で採択しました。

3、審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（田中三江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。

社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和4年3月7日に付託された標記案件を審査するため、3月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第9号 立科町住宅改修資金特別会計設置条例を廃止する条例制定について。

特別会計廃止後の貸付金の回収方法等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第10号 立科町住宅改修資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定について。

基金処分等について説明を受け、原案を全会一致で否決しました。

(3) 議案第11号 立科町旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律対象地区住宅改修資金貸付条例を廃止する条例制定について。

町の公債の償還が完了すること及び特別会計の廃止に併せ本条例を廃止するとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第12号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第9号）について。

歳出のうち【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【10款】災害復旧費（3項教育施設災害復旧費）。

歳出については、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費では、住民係レジの故障に伴う更新費用の増額補正との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費1目社会福祉総務費のうち社会福祉一般会計、国民健康保険特別会計繰出金について、事業見直し及び保険基盤安定繰入金額決定による増額補正、2目障害者福祉費では、障害福祉サービス給付費の増加に伴う補正、2項児童福祉費2目保育所費では、町独自副食費算定対応のためのシステム改修委託料の増額、児童保育委託料では、転入に伴う委託料の増額との説明を受けました。3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費では、ケアプラン作成委託料の増額との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費3目母子保健費では、妊娠届の届出増など、実績見込みによる各種健診・検診等委託料の増額、5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、町の老人福祉センターにおけるワクチン接種の前倒しにより、集団接種の利用者の増加に伴う委託料の増額、2項清掃費1目ごみ処理費では、佐久平クリーンセンター搬入路の道路改良工事に伴う負担金の精算による減額との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、1項土木管理費1目土木総務費では、職員旅費及び負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響による事業等の中止に伴う減額、2項道路橋梁費5目国庫補助道路整備事業費では、橋梁修繕工事に係る詳細設計に伴う委託料の増額との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費では、実績による会計年度任用職員の報酬及び手当の補正、小中学校タブレット端末の年度更新作業に係る委託料、寄附金による蓼科高校育成会への補助金の増額と小中学校公害活動中止によるバス代補助金の減額、2項小学校費では、契約実績による工事請負費及び備品購入費の減額、4項社会教育費及び5項社会体育費について、予算の減額の主な理由は、感染症対策による行事等の中止によるものとの説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち、3項教育施設災害復旧費については、財源充当による補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第13号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。

歳入のうち、【4款】財産収入、1項財産運用収入では、1目利子及び配当金、基金積立金利子配分額確定による増額との説明を受けました。

歳出のうち、【2款】保険給付費1項療養諸費では、受診状況等が全国的にコロナ禍前と同水準まで回復、当町においても当初の見込みとの比較で大幅に伸びていることから増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第14号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

歳出について、【2款】後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金では、保険基盤安定事業負担金確定に

よる減額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第15号 令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

歳出について、【2款】保険給付費1項介護サービス給付費では、介護サービスの給付費の増加に伴う補正、【2款】保険給付費4項高額介護サービス費では、高額介護サービス費の増加に伴う補正、【3款】地域支援事業費では、感染症の影響による事業等の中止に伴う減額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第17号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算(第1号)について。

歳出のうち、【4款】諸支出金1項一般会計繰出金では、本特別会計の剰余金を全額一般会計へ繰り出しすることに伴う増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第18号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

歳出のうち、【1款】衛生費1項清掃総務費では、公課費について消費税確定による減額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第19号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算(第4号)について。

収益的支出のうち、【1款】下水道事業費用3項特別損失では、令和3年4月1日から下水道事業が地方公営企業法の適用となったことにより、地方公営企業法適用前の期間に係る消費税分を計上しているとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第20号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算(第3号)について。

収益的支出のうち、【51款】水道事業費用1項営業費用では、給与や手当について、職員の休職等による減額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第30号 区域外道路の認定の承諾について。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長(田中三江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[(なし) の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5 番（森澤文王君） 5 番、森澤文王。

予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

2、審査経過。

令和4年3月4日付で付託された標記案件を審査するため、3月14日及び3月15日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った結果は次のとおりであります。

（1）議案第21号 令和4年度立科町一般会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第22号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第23号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

保険料軽減対象人数、広域連合負担金等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（4）議案第24号 令和4年度立科町介護保険特別会計予算について。

生活支援体制整備事業、介護予防事業、施設入所等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（5）議案第25号 令和4年度立科町索道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第26号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（7）議案第27号 令和4年度立科町下水道事業会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（8）議案第28号 令和4年度立科町水道事業会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（田中三江君） これで、報告を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。2番、芝間教男君。登壇の上、願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男。

それでは、議案第8号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、本条例により2,000円の料金を徴収しようとする駐車場は、最もゲレンデに近い人気の駐車場3か所であります。現地視察の説明によりますと、ここは常に地元のスキーヤーが占拠し、朝よりすぐにいっぱいになるため、遠くから見える方が止められない不公平さがあるので、公平性を期すため予約制とし、2,000円を徴収するものとしたとの説明でありました。

確かに遠方から見える皆さんからは便利になる反面、今までこのスキー場をホームゲレンデとする熱心なスキーヤーを締め出すこととなりかねないもろ刃の施策であるということを忘れてはなりません。近隣のスキー場のどこでもまだやっていない施策であります。

また、白樺国際スキー場の駐車場は、一番ゲレンデに近い部分をシャトル送迎車の旋回場所とすることで、大駐車場に車を止めるお客さんには大変便利で、これはとてもよいことだと思います。ただ、そのために、当初説明のあった約20台という車はなかなか止められず、すぐに駐車場は満杯となり、積雪が多くなれば雪寄せで潰れ、さらに駐車台数は少なくなるとのことであります。

さて、2,000円という駐車料金の設定ですが、近隣の民間駐車場に止める車を奪わないために同額としたとのことでありましたが、3か所いずれも少数の駐車スペースで、民間駐車場を圧迫するほどの量ではないと考えます。予約制をもって公平を期すということであれば、何もそんなに高額にする必要はなく、むしろ予約で無料であれば、かえってスキー場ブランドのサービスは高まるものと考えます。

ちなみに、近隣のスキー場の駐車料金を参考に申し上げますと、ブランシュたかやまスキーリゾートは、上と下の第1、第2駐車場は終日無料、車山SKYPARKスキー場は、土日祝祭日と年末年始及び一部最盛期のみ1,000円、湯の丸スキー場第1から第6駐車場は終日無料、八千穂高原スキー場も全日無料、軽井沢プリンスホテルスキー場は基本2時間まで300円で、以降1時間ごと100円、ただし、アウトレットモールで2,000円以上のお買い上げの場合には3時間無料、また、3万円以上の買物をすると終日無料であります。富士見パノラマスキー場は2,000台止められますが、これも無料となっております。

いかがでしょうか。ホームページで調べスキー場を選ぶとき、一部であれ2,000円という駐車料金が示されたとき、スキーヤーは立科のスキー場を選ぶでしょうか。

さらに問題と思うのは、維持管理の委託状況の不備があると思われる点であります。実は、現在まで該当する駐車場の除雪は、管理委託業者ではなく、立科町が除雪をしているという現状があります。除雪は立科町で、有料となった駐車料金は委託管理業者の収入ということで、皆さんは果たして納得してよいのでしょうか。私は、懸念を抱くところであります。

これは委員会の質疑において明らかになったことで、検討をするとの回答を頂いており、今後は是正されると期待するところでありますが、現時点では委託業者が除雪等

の管理を行うというその確認ができていないところであります。

条例の賛否を問う場面においては、現状の時点で賛否を問うものでありますから、この町の体制のまま承認ということになれば、この現状を要因すると考えるなど不明確でありますので、まずはここで一旦否決し、管理業者にしっかり除雪等の委託業務を明確にしてからこの条例を改めて審議するべきではないかと思う次第であります。

以上申し上げました理由により、議案第8号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、反対といたします。

議長（田中三江君） ほかに、反対討論はありませんか。原案に賛成討論はありませんか。（賛成討論と交互にやるんじゃないですか）の声あり）反対討論のある方。7番、村田桂子君。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、3つの議案に反対する討論を行います。

まず1点目、議案第8号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例。

この議案は、白樺高原スキー場と2 in 1スキー場に隣接する駐車場を有料化したとして提案された議案です。料金は2,000円と示されましたが、町はその金額が上限であると説明しています。町は、有料化の理由を、お金を出してもいいから近くに止めたいとの声があり、そのニーズに応えたいと指定管理者から申し出があったとしています。

また、質疑の中で、指定管理者は土日祝祭日に有料化し、その費用を大駐車場からシャトルバスを運行する経費に充てたいと言っていると説明しています。2 in 1ではその必要はあるでしょうか。私の反対の理由は、以下のとおりです。

まず1点目、指定管理になってから夏山に続いて冬山のゴンドラ料金が値上げされ、コロナでお客さんが減っているのに敬遠される状況をつくったばかりであります。

2点目、これまで無料で提供してきた駐車場を、お金の余裕がある人だけに便宜を図ってあげることになること。

3点目、町は、指定管理者から2,000円を上限にと言われたときに、ゴンドラ料金、ビジセンター駐車場を有料化したばかりだから認められないとか、2,000円は高過ぎるから引き下げよなどの指導をしなかったことが明らかになりました。町が指導性を発揮しているのか疑わしいと考えます。

以上、大きく3つの理由です。

運営を民間にすることで、行政ではできないサービスを展開して魅力アップし、利用者を増やすことを指定管理にする理由にしてきました。目的にもしてきました。まず、サービス向上、魅力アップで大勢のお客さんを増やすことが先ではないでしょうか。コロナでお客が少ない上に重ねる値上げで、お客離れが加速するのではないかと心配します。

昨年9月議会で、索道事業の目的を復活させ、公共の福祉を増進、観光事業の進展に寄与することを確認しました。町所有のスキー場なので、公共の福祉を増進、観光事業の進展に寄与することが求められます。

例えば、小さいお子さんをお連れファミリーや、障がいがあってもスキーを楽しみたい人に限定して最も近い駐車スペースを提供するとかはあってもよいと思いますし、お金がかからないで子供たちに思いっきり遊べる場所、スペースを造ってやるなど、子供連れに優しいスキー場として特色を出すなどをすれば、口コミで知名度が上がるかもしれません。

町の施設であることの遊戯性をもっとアピールすることで、リピーターを増やす方向こそ必要ではないでしょうか。

以上、反対とします。

次、議案第23号 立科町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

この制度は、75歳以上の高齢者だけで構成される保険で、2年後ごとに保険料が見直され、年金が減り続ける中で上がり続けています。子供の扶養になっていた高齢者も自分で保険料を納めなければならず、月額1万5,000円の方からも天引きで保険料が徴収される情け容赦のない制度です。

かつての軽減策がまたどんどん縮小されています。消費税が10%になり物価が上がる中で、生活は厳しさを増しています。収入も減り、病気になりやすい後期高齢者だけの保険は、高齢者いじめと感じています。

特に今年10月から医療費が2割負担と倍になり、負担は平均で2万1,000円から5万1,000円と3万円も上がる予測です。これは全国の計算されています。対象は、単身1人で年200万円、月16万7,000円、夫婦で320万、約26万7,000円以上の方が対象で、後期高齢者医療制度に加入する対象者の約20%が対象になると言われています。町ではおよそ270人ほどの方が負担増となります。

せっかく75歳から1割となったのに、再び2割へと負担増です。国の移行措置も3年間設定されていますが、町としての軽減策が設けられていません。

次、議案第24号 介護保険特別会計について反対討論をします。

令和4年度の介護保険料は、基準で6,950円で、県下で高いほうに位置しています。昨年の8月から町民税非課税世帯年金収入月10万円以上の食費を650円から1,360円へと倍に値上げし、ショートステイの食費も1日210円から650円に引き上げられ、2万円以上の負担増となっています。年金は年々引き下げられ、さらに物価も上がる中で、何らの救済策が取られていないことは残念の極みです。

町は、国の改悪した分を町が何とかするというのは限界がある。国の制度で考えてもらいたいとしています。しかし、一番身近な行政として、制度改善に向けて町もしっかりと物を言ってもらおうと同時に、やはり傷みを少しでも緩和するためのご努力、激変緩和策を町としても考えるべきだと考え、反対といたします。

議長（田中三江君） ほかに、反対討論はありませんか。8番、榎本真弓君。登壇の上、願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） 8番、榎本です。

請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書に対し、慎重に行うべきであると申し上げ、採択反対の立場で討論をします。

刑事訴訟法の最新規定の改正については、以前より全国の議会に提出され、審議されているようです。そのような議会の審議を確認すると、どの議会も審議は難航しており、ある議会では請願提出から5か月をかけ審議し、最終採決を行った議会もありました。

審議が難航した理由は同様でした。専門的知識を持って審議しなければならない。片方の意見だけでなく、もう片方の意見も聞かなくては判断できない。えん罪をなくすことは本当にいいこと、だが、その中身については地方議会では荷が重すぎるというものでした。

2016年、参議院において刑事訴訟法の改正が審議され、容疑者の取調べを録音、録画、つまり取調べの可視化の法改正が成立しました。この可視化によって、捜査官による自白の強要の有無は一目瞭然となり、冤罪を生まない新しい刑事法の構築に向けた重要な一步になったと考えています。共産、社民を除く自民、公明、民主ほか野党の賛成多数で可決しています。

法改正については、日本弁護士連合会も賛成しています。

今回提出された請願について、国の状況を確認し、その回答を得ておりますので、申し上げます。

現在、国において、検察庁の担当、刑事手続をする担当、最高裁、法務省、日本弁護士連合会などが合同の協議会で多角的に議論をしているということです。法改正は、司法制度全体の在り方と密接に関連する問題であり、その是非の判断は、刑事訴訟法だけではなく、刑法そのものへの知見も必要となります。

私が採択に反対するのは、他の議会でも審議が難航したように、専門的な知見を持たない地方議会で審議すべき範囲を超えていると考えるからです。議員各位はどのように思われますか。

このたびの同様の意見書は、佐久市議会、佐久穂町議会と立科町議会に提出されており、東信地域全議会への提出ではありませんでした。請願者の発言を訂正しておきます。

表題、趣旨は最もなことです。冤罪は決してあってはならないものです。様々な角度から調整、検討すべきです。専門的な知識を必要とする司法に関わる重要課題を、

国の協議会で議論をしています。地方議会から応援する思いは十二分にありますので、結論づけた意見書だからこそ取扱いは慎重に行うべきではないでしょうか。議員各位の賢明な判断を切に求めます。

以上、採択に反対討論とします。

議長（田中三江君） ほかに、反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで、反対討論を終わります。

次に、原案に反対者の発言を許します。賛成討論はありませんか。4番、中村茂弘君。登壇の上、願います。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4番（中村茂弘君） 4番、中村です。

今定例会に上程されました議案に対して、賛成の立場から討論いたします。

議案第9号 立科町住宅改修資金特別会計設置条例を廃止する条例制定についてと、同議案に関する議案第10号、第11号につきましては、特別会計における借受金の元利償還がなくなり、特定の支出がなくなることから、特別会計を廃止し、令和4年度以降は一般会計で業務を行うものとの説明を受け、賛成するものであります。

議案第12号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第9号）では、第3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予算が追加計上され、立科町と佐久市による合同ワクチン接種時期の前倒しや、立科町老人福祉センターでの集団接種など、確実かつ速やかな対応を行うとの説明を受けるとともに、令和3年度における各種事業の実績に伴う補正予算との説明を受け、賛成するものであります。

そのほか今定例会に上程されました各会計の補正予算などの議案につきましては、その多くが事業実績に伴うものであり、賛成するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありませんか。8番、榎本真弓君。登壇の上、願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） 8番、榎本です。

総務経済常任委員会付託案件、議案第2号から議案第29号において、委員長報告のとおり賛成討論とします。

その上で、議案第8号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてに絞って賛成討論を行います。

この議案は、スキー場に隣接する駐車場を一部有料化できる規定を設けるものです。上限は2,000円で、観光客が求めるサービスを向上させるために、環境を整える条例

制定となります。

委員会では、「駐車料金2,000円は高いのではないか」「そもそも有料化にするのは指定管理者の収入増のためではないか」など意見がありました。見識ある議員各位に申し上げることははばかれますが、サービス向上のための環境を整えてあげるのは、行政の努めではないでしょうか。

駐車場確保は遠方からの小さなお子様連れのお客様など、ゆっくりご来場いただいてもゲレンデに近い駐車場にとめていただくことが可能となります。障がい者の対応などもあり、収益だけを追っている事業ならばお客様が見透かします。利用者は価値あるものには相当の対価を支払っても構わないということ、観光情報関係でリサーチされています。

よって、条例制定に賛成し、以上、請願を除く付託案件について賛成討論とします。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありませんか。7番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、賛成討論を行います。

多少、来年度予算についての討論をいたしますので、長くなりますけれどご容赦ください。お願いします。

議案第21号 令和4年度立科町一般会計予算に賛成します。

22号国保、25号索道、26号白樺高原下水、27下水道、28号水道事業会計については、討論を省略し賛成といたします。

今回の予算審議は、ロシアによるウクライナ侵略のニュースが連日飛び交う中で行われました。軍事施設だけではなく、民間のアパート、学校、病院などが無差別に攻撃され、既に大勢の市民の犠牲が生まれ、300万人が国外に避難し、その数は増え続けています。特に原発への攻撃は、地球的規模での放射能汚染の危険性を示し、身の毛のよだつ思いをしました。

また、2011年の3.11から11年経過した福島の様子が伝えられる中での議会でした。未だに高い放射線量のために帰ることができない住民が3万人以上、帰還をあきらめた住民の姿も報じられました。町そのものが消滅しているところもあります。

私たちの予算審議は、平和で安全に暮らせる町であることが大前提であるということ強く意識させるものとなりました。

さて、予算に入ります。

来年度予算は、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への影響から経済活動が回復（キチョウ）になることを予測しての予算立てとなりました。

歳入では、個人、法人ともに増収見込みです。製造業での回復が見込まれています。国からのコロナによる減収補填が予算上組まれていません。不安が残ります。予算委

員会でクロスカンントリーコース使用料が全く収入として計上されていないことが議論となりました。

条例上は使用料を徴収できることとなっていますが、計上されないことが問題視されました。三本松のテニスコートが使われたいまま条例に残り、企業の駐車場として便宜が図られたことと併せ、業務執行に当たっては条例との相互が生じないことの手立てが必要です。

歳出では、来年度の重点指針に沿って申し上げます。

1点目、住んでみたい、産み育てたいと思えるまちづくりについて、4点申し上げます。

1、空いている教員住宅2戸の改修を地域おこし協力隊の専門性を生かしてリフォームし、その様子を発信して空き家改修や移住につなげたいとする整備事業が新設されました。

3年度では協力隊員の複数配置により、移住が進んだことが報告されましたが、町には大城の教員住宅や真蒲住宅の空き家など、稼働率の低い住宅が散見されます。町に移住したいが、住むところがないという課題の解決に大きな役割を果たされることを期待します。

2点目、U I J ターン就業・創業支援金制度が新設され、町外からの新移住者だけでなく、実家に戻る際のリフォームなどにも適用されるということで、条件整備が進みました。

町のテレワーク推進事業でも、従来では仕事に就けなかった子育て中などの住民に社会参加の機会を与える事業となり、白樺高原での企業活動も盛んに行われ、滞在型での交流人口を増やすことが期待されます。

3つ目、出産祝い金制度の創設は、大きな議論を呼びました。

出産に対して祝い金を支給するという事は、ふるさと創生会議の答申にもあったということで、若い世代の経済的負担を軽減するものとして評価します。

議論の焦点は、1子、2子、3子と生まれる順番で祝い金の額を変えることの是非についてです。子供が生まれてくることについては、どの子も同じ喜ばしいことですが、祝い金の額に差をつけて支給することが、子供の心を傷つけるのではないかとの議会の議論は大切な視点だと思います。

町は多く生んでほしいとの願いを金額に込めたと説明していますが、要綱制定はこれからであり、どの子の誕生も等しく祝福される観点からの再考を求めておきます。

4点目、子育て支援教育の充実については、保育所で保育士を順次7人増やす計画です。

複数の目で子供を見守るための配置です。子供主体で意欲を引き出す保育を目指したいとして、予算化されました。立科町が子供を大切にしていることの象徴です。評価しますが、身分保障も重要です。

来年度の普通級への児童が31人であることを受けて、30人規模学級へと踏み出し、必要な財源が確保されました。長野県内でも2例目であり、尊い決断であったことを高く評価します。少人数学級になり、一段と子供一人一人に寄り添った教育を期待します。

2つ目の安心安全で持続可能なまちづくりでは、4つ申し上げます。

コロナ対策のために、3回目のワクチン接種とともに生活困窮世帯への10万円給付も15件分予算化されています。新たな非課税世帯、生活困難世帯も生まれることを予測しての予算化です。

2点目、避難行動の要支援者台帳個別支援計画作成が予定されています。

避難時に支援の必要な人の台帳づくりが予算化された形です。個人情報保護が壁となってなかなか進まないともどかしく思っていました。地域の弱者対策として関係者を集めてつくるということ。実のある計画となることを期待します。

福祉医療では、子供や障がい者、独り親家庭、妊産婦が対象です。窓口負担軽減のさらなる改善を期待します。

4つ目は、地域の支え合いの充実として、包括支援センターや生活支援コーディネーターの増員、川西日赤十字病院や佐久医療センター運営の支援が続けられています。必要と認めます。

3点目、豊かな資源を生かしたまちづくりでは、まず遊休地解消としてのソバ栽培に不可欠な収穫用コンバイン購入が予算化、取組へのはずみとなります。また、町の特産品開発やテレワークなどの事業発展を目指し、新たな振興公社の設立準備を進めるとのこと、期待します。

また、昨年の米の減収や米価の下落を受けて、就業保険への補助制度が新設されます。掛け金の3分の1の補助だそうです。補助要件が狭いのが気になりました。一部14件の農家だけではなく、農業者全体を励ますものになることを期待します。

4点目、環境にやさしいまちづくりでは、地球温暖化ストップのために生ごみ処理機の可動により、生ごみの消滅という大幅な減量化の取組が効果を上げることを期待します。

令和3年度でため池のハザードマップが作成されましたが、来年度は町単独の予算で土砂災害の防災マップ作成業務が予算化されました。温暖化が進み、豪雨災害が日常化する中で必要な業務です。温暖化への対応で、町用で使う電気自動車が1台リース貸与され、庁舎の電気容量の変更工事が行われます。電気自動車は非常時での電源にできることもあり、必要と考えます。

また町民向けには、電気自動車の購入補助も続けられ、来年度新たにV2Hシステム、電気自動車の給電をしたり、また逆に家庭への給電も含めてということですが、そのシステムの設置に対する10万円の補助、不凍液を使った太陽熱利用の給湯システムへの10万円補助も盛り込まれました。

さらに、普及しやすい水道水を使った通常の温水器への補助も検討するとされました。ぜひ、多めに普及を進めてほしいと思います。

以上、審議の中で気になったこと、議論になったことを中心に述べました。予算執行において、その内容を住民に知らせるホームページの改善や住民の声を聞く仕組みづくりをさらに工夫し、安心して住み続けられる町をつくるために、来年度予算が効果を上げることが期待して賛成討論といたします。

以上、予算についての賛成討論でした。

引き続きまして、請願についての賛成討論をいたします。

冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を求める請願書についての賛成討論です。

この請願は、誤った判決により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする再審、やり直し裁判の改善を求める請願です。

冤罪とは、罪を犯していない人が謝った捜査、裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全てを失い、場合によっては命さえ奪われるという理不尽極まる事態です。国家による最大の人権侵害の一つです。その冤罪を晴らすための最後の砦というべき再審制度の改善を求める請願です。

一旦罪が確定した後でも、あらぬ罪の疑いを晴らすために再びの裁判のやり直しを求める制度として再審制度がありますが、日本の再審制度に大きな欠陥のあることが裁判に関わった裁判官、弁護士、裁判関係者などから投げかけられ、今回の請願になったものと受け止めています。

一つには、証拠開示の制度化です。現在の日本では、取り調べの過程で、警察が集めた証拠が全面的に開示されずに被告人にとって有利となる証拠が隠されたまま裁判に至り、判決を下されることが冤罪の温床となっていると指摘されています。

布川事件は、54年前に茨城県の住宅で男性が殺害されたものですが、有罪となって服役した桜井昌司さんは、再審やり直しの裁判で無罪が確定しました。その理由の一つが警察や検察が集めた証拠の中に、アリバイに関わるような目撃者の調書といった桜井さんに有利な証拠があったということです。事件当時は明確な法律上のルールがなく、検察は自分たちに有利な証拠しか裁判に出していなかったそうです。ところが桜井さんが再審を請求した段階で、裁判官が検察に証拠を出すよう促したところ、こうした証拠が開示され、それが無罪の決め手となりました。

湖東記念病院の患者死亡事件では、元看護助手の西山美香さんが、12年間服役した後、再審を申立て、再審で警察、検察の証拠隠しが明らかとなって無罪となりましたが、無罪を言い渡した大津市裁の裁判長は、「取り調べや客観証拠の検討、証拠開示の一つでも適正に行われていれば、このようなこと、冤罪は起こらなかった」と述べています。

昨日付の信毎で、大阪の小6 女児が焼死した住宅火災で起訴され、20年間服役した

女性が、身柄を20年間不当に拘束されたとして、国に損害賠償を訴えた訴訟がありました。大阪地裁が違法捜査と認め、大阪府に賠償命令を下したという記事の中で、検察官が捜査段階の証拠をより早く弁護側に開示していれば、真相が解明できた可能性について言及したと載っていました。

今は、裁判を始める前に全証拠のリスト開示が検察に義務づけられているとのこと。しかし、再審請求の手續にまではそのルールが適用されておらず、裁判官の裁量に任されているとのこと。

公明新聞でも、2018年10月22日付ウェブ版で、再審請求の課題、適切な証拠開示へ議論急げとのタイトルで、再審手續でも警察に全証拠のリスト開示を義務づける法改正が必要ではないかと述べ、2019年の日弁連と公明党山口代表との政策懇談会でも、代表が改善の余地はあるとの認識を示したと報道されています。

今回の請願の第一のテーマ、再審請求でも証拠開示をルール化する法改正を求めています。公平、公正な裁判を受ける上で当然のことではないでしょうか。

2つ目は、やり直し裁判を受ける前に検察による（エンイ）申立てができないよう制度を改善することです。

大崎事件で服役した原口アヤ子さんは、再審開始決定を3回受けましたが、毎回検察官が不服を申し立て、決定が取り消されたそうです。日本の再審制度のモデルとなったドイツでは、検察の不服申立ては認められていません。1964年以来です。その理由は確定判決について、合理的な疑いが認められ再審決定がされるので、異議がある場合にはやり直しの裁判で、その主張を述べる事ができるとしています。

再審やり直しの裁判は、冤罪被害者を救済するための制度です。やり直し裁判を受けることについても、狭き門であることやようやく認められたやり直し裁判を開くことについて、警察による異議申立てが行われ、取り消されればやり直し裁判を受ける機会が奪われます。罪を晴らすというせつかくのチャンスを潰すことにつながるのです。

名張毒ぶどう酒事件も、何と再審やり直し裁判の請求を10度にわたって行いましたが、今回も認められなかったそうです。既に60年がたち被告は獄死し、高齢の妹さんが兄の冤罪を晴らすべく再審運動を続けています。

無実の罪を晴らす最後のチャンスのやり直し裁判を受ける権利を奪う検察の申立ては禁止されるべきという請願趣旨はもっともなものであると考えます。

昨年末までに、全国68議会が可決し意見書を上げています。中には国の問題だから意見を言うべきではないとの声もありますが、私たち国民一人一人の裁判に関わる問題として、地方から声を上げていくことが制度改善の機運を高めることにつながります。

以上、請願の紹介議員として、この問題について調査、研究したことをお示しし、国に意見書を上げていただくべく、議員のみなさんにご賛同いただくことを切にお願い

いし、私の賛成討論といたします。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで、賛成討論を終わります。

ここで議場換気のため、暫時休憩とします。再開は2時50分からです。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時49分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

これから、日程第1 議案第2号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第3号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第4号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第5号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第6号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第7号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第8号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第9号 立科町住宅改修資金特別会計設置条例を廃止する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第10号 立科町住宅改修資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第11号 立科町旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律対象地区住宅改修資金貸付条例を廃止する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第12号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第13号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第14号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第15号 令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第16号 令和3年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第17号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第18号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第19号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第20号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

した。

次に、日程第20 議案第21号 令和4年度立科町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第22号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第23号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第24号 令和4年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第24 議案第25号 令和4年度立科町索道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第26号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第27号 令和4年度立科町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27 議案第28号 令和4年度立科町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第28 議案第29号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 議案第30号 区域外道路の認定の承諾についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書の採決をします。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第31 同意第1号

議長（田中三江君） 日程第31 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の定員は3名であります。

選任の時期はそれぞれ異なっており、この3月末日をもって委員の齊藤武志氏が任期満了となります。後任に立科町大字芦田528番地、黒澤新次氏を固定資産評価審査委員に推薦をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

黒澤氏は昭和34年5月26日生まれ、現在62歳であります。大学では法学部に在籍され、卒業後行政書士資格を取得、現在、町内で行政書士事務所を開業され、幅広い分野の業務に携わっております。

また、平成22年には宅地建物取引士の資格を取得されるなど、土地、家屋等の固定資産についての知識は大変豊富であり、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。質疑がある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立により行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認をお願いします。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第1号については同意することに決定しました。

◎日程第32 同意第2号

議長（田中三江君） 日程第32 同意第2号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第2号 立科町教育委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することとなっております。

このたび教育委員である中澤士郎氏が3月31日をもって退任となります。

後任の教育委員に飯島正茂氏を新たに推薦、選任するものであります。

飯島氏は昭和29年生まれ、立科町芦田にお住まいであります。大学を卒業後、筑北中学校、立科中学校、白田中学校、御代田中学校などの9校で教鞭を取られてきました。

飯島氏は教科指導はもちろんのこと、生徒指導主事として生徒の人格形成や不登校生徒支援など、生徒一人一人に寄り添った細やかな指導、また部活動では連帯、協調、信頼といった人としての成長を促す指導を基本としながら、競技技術の向上にも力を発揮されてきました。飯島氏には今までに培った知見で、立科教育の推進に寄与いただけるものと確信をしております。

任期は中澤氏の残任期間である令和5年9月30日までであります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

これから本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第2号については同意することに決定しました。

◎日程第32 報告第2号

議長（田中三江君） 日程第33 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 報告第2号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

裏面をお願いいたします。

裏面は専決処分書になります。1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項となっております。この損害賠償額の決定について、1件の専決処分をしたので、同条第2項の規定により、議会に報告を申し上げます。

1、損害賠償の金額は3万6,300円。

損害賠償の相手方は記載のとおりです。

3、事故の概要は、令和4年1月18日、午前8時頃、町道十八塚入城線を走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がりリアバンパーに損傷を与えた物損事故でございます。

報告については、以上でございます。

議長（田中三江君） 報告を終わります。

◎日程第34 発委第1号

議長（田中三江君） 日程第34 発委第1号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は3時30分よりです。

第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員は参集願います。

なお、全員協議会の後、議会運営委員会を開催します。再開は、議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

（午後3時21分 休憩）

（午後3時49分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付してあります日程を、追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発委第2号

議長（田中三江君） 追加日程第1 発委第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出について。立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。令和4年3月17日提出。提出者、立科町議会総務経済常任委員会委員長。

裏面をご覧ください。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書。令和4年3月17日。内閣総理大臣岸田文雄様、法務大臣古川禎久様。長野県立科町議会議長田中三江。

罪を犯していない人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべてを失い、甚だしい場合は死刑によって命さえ奪われます。えん罪は国会による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、えん罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。最近では、布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院

人工呼吸器事件などの重大事件で再審無罪判決が相次いで出されました。

一方、袴田事件や大崎事件のようにやっと勝ち取った再審開始決定が検察官の不服申し立てによって取り消される事件も少なくありません。名張ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、裁判の長期間によって無念の獄死を強いられました。

このような再審の状況を踏まえて、日本弁護士連合会は第62回人権擁護大会（2019年10月）において、再審制度改正を求める決議を全員一致で採択しました。えん罪被害者の一刻も早い救済のために、少なくとも以下の二点について速やかに改正するよう求めます。

第一は、これまで再審無罪になったえん罪事件のほとんどでは、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠し続けていたことが明らかになっています。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。新証拠が求められる再審事件こそ捜査機関手持のすべての証拠の開示が必要です。

第二は、再審開始決定に対して検察が上訴して取り消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人々を苦しめることにしかありません。有罪・無罪は再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。仮に検察に再審開始決定に対する不服があったとしても、再審公判で主張できます。したがって、再審開始決定自体について検察に不服申し立てを認める必要はありません。検察の再審開始決定に対する不服申立は禁止すべきです。

よって、政府におかれましては下記項目についての対策を立てられますよう意見書を提出いたします。

- 1、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申立ができない制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（田中三江君） 本案について、提出者の説明を求めます。森澤文王総務経済常任委員長。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王です。

先ほどの局長の朗読のとおりでございます。

議長（田中三江君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、本案について採決をします。この採決は起立により行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認してください。

着席してください。起立多数です。したがって、発委第2号は、原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和4年第1回立科町議会定例会を閉会とします。

理事者、今井農業委員長、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

(午後3時57分 閉会)